

議案第六十一号

職員の勤務時間に関する条例の一部改正について

次のとおり職員の勤務時間に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

平成四年七月二十一日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成四年七月三十日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「週休土曜日（毎月の第二土曜日及び第四土曜日並びに町規則の定めるところによりこれらの土曜日と合わせて毎四週間につきことなるように任命権者が職員ごとに指定するこれらの土曜日以外の土曜日をいう。以下同じ。）」を「土曜日」に改め、「週休土曜日のある週にあっては「及び」、それ以外の週にあっては月曜日から土曜日までの六日間」を削り、同条第四項本文中「変更し、」を「変更して」に改め、「ある日に」の下に「割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間（同項本文の規定により勤務時間が割り振られた日の勤務時間の二分の一に相当する勤務時間として町規則で定める勤務時間をいう。以下同じ。）」を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に」を加え、同項ただし書を削る。

附 則

この条例は、平成四年九月一日から施行する。